

私の主張



早稲田大学
大学院教授
片木 淳

かたぎ・じゅん 自治省入省後、第2次臨時行政調査会(土光臨調)調査員、大阪府総務部長、自治省選挙部長などを歴任。早稲田大学大学院で公共経営研究科教授。

07年参院選の「1票の格差」をめぐる訴訟の判決で、最高裁は先月30日、現状における投票価値の大きな不平等を認め、国会で速やかに「適切な検討が行われることが望まれる」との判断を示した。

「国民の意思を適正に反映する選挙制度が民主政治の基盤である」との認識から、選挙制度の仕組みの見直しを含めた早急な取り組みを求めたものである。

新政権で公選法改正断行を

「国民の意思を適正に反映する選挙制度」という点では、公職選挙法の選挙運動規制の現状も、大きな問題である。

筆者はかつて自治省選挙部長として選挙制度の企画・立案に従事したが、その経験からも、抜本的な改革の必要性を痛感している。

言うまでもなく、主権者である国民、住民が選挙において適切な選択を行うためには、候補者や政党の政策、主張等を十分知ることが前提と

なる。選挙運動は、これらの情報を提供する重要な役割を担う。本来、自由かつ活発に行われるべきものである。

ところが、現在の公職選挙法では「選挙運動」は公示、告示の日から投票日の前日までしか許されず、それ以前は「事前運動」として刑罰の対象となる。戸別訪問は禁止され、選挙事務所、自動車、演説会、連呼行為等が細かく規制されている。文書類につい

ては、特に厳しく制限され、インターネットによる「選挙運動」も禁止である。

民主主義の先進国である多くの欧米諸国では、選挙運動は、選挙民が政党や候補者の政策等を知るための重要な手段として原則として自由とされる。戸別訪問も、候補者討論会も、マンIFESTの配布も、電子メールを含めインターネットによる選挙運動もすべて自由である。

わが国においても、かつて

選挙運動は基本的に自由であった。1925(大正14)年の普通選挙の実現を契機に選挙運動等が規制されることとなり今日に至っている。戦後、基本的人権を定めた日本国憲法が制定されたにもかかわらず、選挙運動の自由は規制され続けているのである。

最高裁は、従来、このような公職選挙法による選挙運動等の規制を合憲としてきた。だが、憲法21条が保障する表

現の自由は「民主主義国家の政治的基盤をなし、国民の基本的人権のうちでもとりわけ重要なものであり、法律によってもみだりに制限することができない」(74年大法院判決)ものである。

わが国が1979年に批准した国際人権規約についても改めて指摘したい。同規約は、すべての市民が不合理な制限なしに、自由に選んだ代表者を通じて、政治に参与することを保障している。すな

わち、「選挙人の意思の自由な表明を保障する」選挙で投票し、選出されるという権利である。

さらに、現在の選挙運動規制の問題点は、許されるものとそうでないものとの境界が不明確なことである。

今回の総選挙においても、候補者や運動員から「何が適法で、何が違法なのかわからない」との戸惑いの声が聞かれ、選挙期間中のホームページやブログの更新についても対応が分かれるなど現場に混乱がみられた。ホームページによる選挙運動については、02年、総務省の研究会がその解禁を提言している。にもかかわらず、いまだに実現していない。

民主党は、今回の総選挙のマニフェストで、「インターネット選挙活動を解禁する」と公約した。鳩山新政権は、これを突破口として、さらに選挙運動規制の撤廃や1票の格差の是正を実現し、「国民の意思を適正に反映する選挙制度」を構築していくべきである。